

宗像市市民参画等推進審議会会議録

日 時	平成23年2月7日（月）13:00～15:10
場 所	宗像市市民活動交流館203会議室
出席者	<p>【委員】 □ 井上豊久 、 ■ 辻洋子 、 ■ 中里留美子 、 ■ 花田義男 、 ■ 東博子 ■ 松永年生 、 ■ 宮崎弘子 、 ■ 南博 、 ■ 吉田晴希 、 ■ 吉田まりえ 【事務局】 □伊豆丸 、 ■ 立石 、 ■ 中村 、 □ 石松 、 ■ 花田 、 ■ 井上 、 ■ 梶栗</p>

1. 3年度を超えてスマートオフィスの利用を希望している団体の審査について

別紙一覧により、2/4（金）で申請を締切った23年度申請状況の説明。

3年度を超えて申請があった団体についての承認を諮る。

・継続5団体（うち2団体はシェア希望、1団体は2ブース）+新規1団体（参考）

*利用年数に限度を設けるつもりはあるのか。

⇒検討するべきことだが、現状では限度なし

*公共との自立性・独立性を保つ必要がある。3年度を超えて利用する理由に「公共施設に事務所があることで、受託事業が円滑に進められる」とあるが、これは正当な理由ではないと常々考えている。

客観的判断基準（自主事業比率、財政規模等）を設けるべき。来年度に向けて、今後ルールづくりが必要ではないか。

*「わらじの会」の団体情報に要修正箇所あり。（会員数）

○シェア希望団体があるが、シェアすることによる情報管理ルールが必要。

○あくまで利用上限は3年度であり、4年度目以降は例外措置なので次年度以降の自立を目指すように当該団体へ伝えること。

2. 事業仕分けの報告について

外部評価判定結果一覧表を配布して、交流室業務で対象となった協働のまちづくり推進事業（人まち講座・提案制度）を中心として説明を行う。

*最終的な判断は市で行うことになるが、指摘事項については真摯に受け止め、改善を図っていく必要がある。

3. 平成23年度市民サービス協働化提案制度について

これまでの市民サービス協働化提案制度の実施状況および当審議会からの意見等を踏まえ、平成23年度の制度改善案について、下記のとおり概要説明を行う。

①採択された事業の実施期間終了に伴う手続き

既得権益化を防ぎ、透明性を確保する観点から、継続して協働委託を実施しようとする場合は、あらためて提案を行い、当初提案時と同様の審査を経ることとする。

②当該年度に実施できる迅速な仕組みの設定

通常、採択された事業は翌年度からの実施であるが、より迅速に提案事業が実施できるようにするため、当該年度から事業実施できる募集期間を設定することとする。

③申請様式の簡素化

提案団体が行う事務手続きの簡素化を図るために、「質疑・照会書」、「特記事項通知書請求書」、「特記事項通知書」を様式から削除することとする。

なお、これらの書類が果たしていた役割については、中間支援組織「むなかた市民フォーラム」と連携しながらコーディネートの中で行い、より充実した提案内容となるようにする。

* 当該年度実施できるようにするのは、成人式だけを例外として取扱うためなのか。

⇒成人式だけを対象とするものではなく、新規分も対象となる。現状の制度では、提案制度で採択されても、翌年度までは直営で行わざるを得ない。予算の状況等により、実施できるようになった事業に迅速に対応することを目的としている。

* 宗像市の現状からすると、団体の選択肢が少ないので、受託団体の入替えが難しいと思われる。そのため、継続して行う事業についてはハードルを高くすべきではないか。そうすることによって、団体は緊張感を保持していくことになり、また、行政側にも緊張感を持たせることができる。

⇒本来はそうするべきだと考えるが、本制度に係る事務手続きの煩雑さの問題が庁内から出てきている。そのため、事務局としては担当課の負担と透明性の確保のバランスをうまく調整しなければならない。

○継続して協働委託を実施しようとする場合は、あらためて提案を行い、その際には効果・実績が分かる書類を添付する。

○平成23年度については、当該年度実施分と翌年度実施分の2本立てとする。

○事務の簡素化を図るとともに、中間支援組織「むなかた市民フォーラム」と連携してコーディネートを行う。

○団体が年度ごとに効果・実績が分かる報告書を担当課へ提出し、担当課が各年度分を十分に確認する。

4. 人づくりでまちづくり事業補助金・市民サービス協働化提案制度報告会

別紙により、当日のスケジュール等の説明を行う。

* 報告会で、もっときちんとした評価が必要である。

○事業結果をどのように評価するかについては、団体・担当課への負担を抑えつつ、しかしながら厳正にこれを行う必要があるため、事業実施後の評価方法の検討が必要である。

23年度 スモールオフィス申請団体一覧

23.2.7 市民参画等推進審議会資料

	団体名	新規・継続	利用目的	利用頻度	3年度を越えて利用する理由等	シェアの希望	備考
1	宗像市在宅介護者の会 ひまわり	4年度目	在宅介護者の相談事業(市の委託事業)	月5日	市の協働委託事業の継続のため、公共施設を拠点にしたい。収益は見込めないため、経費がかかる施設を借りることはできず、他に適当な施設がない。	なし	
2	宗像子育てネットワークこねっと	4年度目	事務作業	ほぼ毎日	①市からの委託事業(子ども課／健康づくり課／資源廃棄物課)のスムーズな事務処理のため ②団体の自主事業であるホームページ等の情報収集・発信のため③行政との協働事業が他地域から注目され視察等も多いので、その対応や情報交換の場としても必要である。	なし	
3	わらじの会	4年度目	事務作業	週4日	市民活動交流館を利用することで、依頼者の信用を得られ、利用者も増えている。営利ではなくコミュニティビジネスとして低料金でのサービスを提供するためには経費減が必要である。今後は、自分達だけでは技術的に対応できない依頼については、他団体(住まいむなかた等)の協働するなど活動の輪も広げられる。	有り(経費圧縮のため希望する。昼間デスクに座っての作業はほとんどない。)	
4	むなかた市民フォーラム	4年度目	事務作業・資料保管	週3日	ホームページ・メルマガ等の情報発信の拠点として利用したい。資料等を団体メンバーで共有し、団体の自主的活動の拠点として活用することで、交流活動等の充実・拡充をはかる。	有り(使用頻度が多くない団体、夜間利用が中心の団体と希望)	
5	市民公益活動団体 住まいむなかた	4年度目	住宅相談窓口	ほぼ毎日	①(公共性)市の受託事業のため、営利目的の相談窓口と一線を画すため、公共施設内に窓口を設置することが望ましい。また、市営住宅の営繕管理業務(協働化提案事業)についても、行政との緊密な連携が必要不可欠である。②(経費節減)非営利の団体であり、会費・受託料などによって運営されているため、コスト削減を図る必要がある。	なし	2ブース申請
6	宗像歴史観光ボランティアの会	1年度目	事務作業	週4日		なし	

外部評価(事業仕分け)判定結果一覧表

No.	時間	事業名	市民判定人					仕分け人					合計					判定結果
			廃止	民間	国県広域	市 (要改善)	市 (現行ど おり)	廃止	民間	国県広域	市 (要改善)	市 (現行ど おり)	廃止	民間	国県広域	市 (要改善)	市 (現行ど おり)	
A-1	9:50 ~ 10:30	SOHO支援事業	4			10	1				5		4	0	0	15	1	市(要改善)
A-2	10:35 ~ 11:15	排水設備改造工事推進事業			1	4	10				1	4	0	0	1	5	14	市(現行どおり)
A-3	11:20 ~ 12:00	公用車管理事業				5	10				4	1	0	0	0	9	11	市(現行どおり)
A-4	13:00 ~ 13:40	環境活動推進事業	1	1		11	2				5		1	1	0	16	2	市(要改善)
A-5	13:45 ~ 14:25	環境保全事業				7	8				3	2	0	0	0	10(1)	10	市(要改善)コーディネーターによる決定
A-6	14:30 ~ 15:10	住宅相談事業	1	3		7	4		3		2		1	6	0	9	4	市(要改善)
A-7	15:30 ~ 16:10	花、緑のあるまちづくり事業	1	2		9	3				3	2	1	2	0	12	5	市(要改善)
A-8	16:15 ~ 16:55	市民図書館管理運営事業				4	11				5	0	0	0	0	4	16	市(現行どおり)
B-1	9:50 ~ 10:30	防災対策事業	1		1	9	4				3	2	1	0	1	12	6	市(要改善)
B-2	10:35 ~ 11:15	むなかた電子博物館推進事業	1	1		6	7				1	4	1	1	0	7	11	市(現行どおり)
B-3	11:20 ~ 12:00	協働のまちづくり推進事業(ひとまち講座)	3	2		5	5		3		1	1	3	5	0	6(1)	6	市(要改善)コーディネーターによる決定
B-3	11:20 ~ 12:00	協働のまちづくり推進事業(協働化提案制度)	1	2		9	3				2	3	1	2	0	11	6	市(要改善)
B-4	13:00 ~ 13:40	成人式事業		4	1	4	6		2		3	0	6	1	4	9	市(現行どおり)	
B-5	13:45 ~ 14:25	シルバーフ農園事業	6	3		4	2		5			6	8	0	4	2	民間	
B-6	14:30 ~ 15:10	献血事業			2	8	5	1			1	3	1	0	2	9	8	市(要改善)
B-7	15:30 ~ 16:10	産学官民連携事業	8		1	6		2			3		10	0	1	9	0	廃止
B-8	16:15 ~ 16:55	有害鳥獣捕獲事業			6	3	6			3		2	0	0	9	3	8	国県広域

B-3は、2事業に分割して判定

【平成23年度市民サービス協働化提案制度について】

1. 採択された事業の実施期間満了に伴う手続き

既得権益化の防止および透明性の確保という観点から、本制度で採択された事業で、実施期間満了後も継続して協働委託を実施しようとする場合は、当初提案時と同一の手続き、審査を経るものとする。

ただし、再提案の申請時に、提案団体は協働委託事業実施期間における実績報告書を、担当課は当該団体の事業実施済分の成果等に関する実績報告書を新たに提出するものとする。

2. 即時・柔軟に対応できる手続き

通常、提案制度で採択された事業は翌年度からの実施であるが、協働のまちづくりを推進する観点から、採択された年度から事業を実施できる募集期間を設定する。

	募集期間	審査時期	決定時期	事業実施時期
採択年度 実施事業	平成23年 3月28日～4月22日	5月下旬 (人まち補助金 審査と同時期)	6月上旬	決定後、速や かに
翌年度 実施事業	第1次募集期間 3月28日～6月17日 第2次募集期間 6月20日～7月22日	9月下旬	10月中旬	平成24年度

3. 申請様式の追加、削除

審査委員が提案団体の状況を十分に把握し、審査を効率的に行うために、団体が構成や活動実績等をまとめた団体調書を提出様式に追加する。

逆に、提案団体が行う事務手続きの簡素化を図るために、「質疑・照会書」「特記事項通知書請求書」「特記事項通知書」を様式から削除する。

4. 中間支援組織との連携

提案団体からの相談・事前協議の際に、従来の市職員のみによるコーディネートではなく、中間支援団体が同席して、新しい公共の推進及び市民活動の支援という観点でのコーディネートを行い、提案内容の充実を図る。

これに伴い、「3. 申請様式の追加、削除」で削除する書類が果たしていた機能・役割についても、中間支援組織との連携によるコーディネートの中で行うこととする。

人づくりでまちづくり事業補助金・市民サービス協働化提案制度 事業報告会

1. 日時：平成23年3月24日（木）13:00～17:00

2. 場所：市民活動交流館202会議室

3. スケジュール：次のとおり

時 間	内 容				
13:00～13:05	あ い さ つ				
13:05～14:05	市民サービス協働化提案制度	①コミュニティケア研究会いわし雲	地域包括支援センター		
		②九州北部税理士会香椎支部有志の会	市民活動交流室		
		③むなかた市民フォーラム			
		④宗像歴史観光ボランティアの会	商工観光課		
	休 憩				
		⑤宗像子育てネットワークこねっと	資源廃棄物課		
		⑥ゴミ問題を考える住民の連合会・宗像			
14:15～15:00	⑦住マイむなかた		建築課		
		意 見 交 換			
15:00～15:30	意 見 交 換				
15:30～15:45	休 憩				
15:45～16:25	人づくりでまちづくり事業補助金	さざえの会、宗像市茶道協会、夢灯籠まつり実行委員会、むなかた食育クラブ（各団体10分）			
16:25～16:45		意 見 交 換			
16:45～17:00		平成23年度人づくりでまちづくり事業補助金の説明			